シンドラー社製エレベーターの緊急点検について(概要)

1. 点検対象

○全てのシンドラー社製エレベーター (約8, 200台 ただし、撤去されたものを含む。)

2. 点検の実施

〇所管する特定行政庁が建築基準法第12条第5項に基づき、昇降機の状況 についての報告を所有者等に対し求める形で点検を実施する。

3. 点検の内容

- 〇戸開走行の発生に関連すると考えられるブレーキ、制御器を中心に点検方法 を示し、詳細な点検を行うこととしている。
- ○点検方法については、例えば、荷重をかけてのブレーキ試験を行う等、通常 の定期検査より詳細に内容を定めている。

4. 点検結果報告の期限

- ○緊急性の高いと考えられるものから優先的に実施する。
 - (1) 事故機と同型の巻上機(W250型)を有するエレベーター84台は、20日以内 (平成24年12月4日)
 - (2)事故機と基本構造が同じ巻上機(W型系列)を有するエレベーター (W型のうちW250型を除く約500台)は、40日以内

(平成24年12月25日)

(3) その他のエレベーターについては、120日以内

(平成25年3月14日)

5. 点検の客観性の確保

- ○点検の客観性を確保するための措置を講ずる。
 - (1) 事故機と同型の巻上機を有するもの(W250型84台)は、検査 資格を持つ第三者の立ち会いのもと実施する。
 - (2)(1)以外で、シンドラー社の資格者が点検を行う場合、2名の資格 者で行う。
 - (3)(1)以外でシンドラー社以外が保守するものであっても、保守事業 者内部の資格者が行う場合は2名の資格者で行う。

6. 結果の公表

〇報告された点検結果については、所要の事項をとりまとめ、順次公表する。